

## ○高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例

平成21年3月24日  
条例第17号

高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例(平成17年高岡市条例第176号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第11条)
- 第2章 景観計画
  - 第1節 景観計画の策定(第12条・第13条)
  - 第2節 景観形成重点地区等(第14条)
  - 第3節 行為の届出(第15条—第22条)
  - 第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第23条—第27条)
- 第3章 伝統的建造物群保存地区(第28条—第34条)
- 第4章 景観協定(第35条・第36条)
- 第5章 景観形成市民団体(第37条)
- 第6章 表彰及び援助(第38条—第43条)
- 第7章 高岡市町並み保存・都市景観審議会(第44条—第48条)
- 第8章 雑則(第49条)
- 第9章 罰則(第50条・第51条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 [この条例](#)は、高岡における景観の形成の基本理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、伝統的な町並みを保存するとともに、緑と水に恵まれた美しい自然や風土がつくる景観、万葉の里や前田家ゆかりの近世高岡の歴史と文化がつくる景観、魅力ある市街地、特徴ある産業の場及び交流の拠点がつくる景観等が調和する高岡らしい景観をまもり、そだて、つくりだすことを目的とする。

## (定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 町並み保存・都市景観形成 高岡らしい景観をまもり、そだて、つくりだすことをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (3) 伝統的建造物群 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (4) 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (5) 広告物等 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件その他規則で定めるものをいう。
- (6) 専門家 建築物等の設計、施工又は教育研究を業として行う者で、まちづくりや景観についての専門的知識又は経験を有するものをいう。
- (7) 国の機関等 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされる法人をいう。

## (基本理念)

第3条 高岡市における町並み保存・都市景観形成は、次に掲げることを基本理念として、本市の持つ伝統、文化、風土等の優れた地域特性を活かし、市、市民、事業者及び専門家がともに協力し一体となって取り組むことにより、推進していくものとする。

- (1) 高岡市固有の美しい景観資源を保全し、及び後世に継承していくこと。
- (2) 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していくこと。
- (3) 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育むこと。

(4) 魅力ある景観づくりをとおして、まちを活性化すること。

(市の責務)

第4条 市は、[前条](#)に規定する基本理念に基づき、町並み保存・都市景観形成を総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、[前項](#)の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び専門家(以下「市民等」という。)の意見を十分に反映するよう努めなければならない。

3 市は、道路、河川、公園その他の公共施設及び公益施設の整備を行う場合には、町並み保存・都市景観形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民等が町並み保存・都市景観形成に寄与することができるよう、町並み保存・都市景観形成に関する市民等の意識を高め、及び知識の普及を図るなど、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、町並み保存・都市景観形成について理解を深め、自らがその主体であるとともに、享受者であることを認識し、相互に協力して、自主的かつ積極的に、町並み保存・都市景観形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が高岡市の景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、地域社会の一員として積極的に町並み保存・都市景観形成に努めなければならない。

(専門家の責務)

第7条 専門家は、高岡市の景観の形成における重要な役割を担うことを認識し、それぞれの分野及び立場から専門的知識、経験等を活かして、積極的に町並み保存・都市景観形成に努めなければならない。

(市民等の協力)

第8条 市民等は、市が実施する町並み保存・都市景観形成に関する施策に誠実に協力しなければならない。

2 市民等は、町並み保存・都市景観形成に寄与するために、相互に連携し、協力しなければならない。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第9条 市長は、[この条例](#)の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

(諸制度の活用)

第10条 市長は、町並み保存・都市景観形成に資するために、[この条例](#)に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、文化財保護法、建築基準法、屋外広告物法その他の関係法令に基づく諸制度を活用するよう努めるものとする。

(国の機関等に対する協力要請)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、国の機関等に対し、町並み保存・都市景観形成について協力を要請するものとする。

## 第2章 景観計画

### 第1節 景観計画の策定

(景観計画の策定)

第12条 市長は、町並み保存・都市景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に規定する手続によるほか、あらかじめ、[第44条](#)の規定による高岡市町並み保存・都市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 [前項](#)の規定は、景観計画の変更について準用する。

(計画提案を行うことができる団体等)

第13条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第92条第1項の規定による景観整備機構及び[第37条第1項](#)の規定による景観形成市民団体とする。

- 2 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の判断をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 [前項](#)の提案を行ったものは、[同項](#)の審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

#### 第2節 景観形成重点地区等

(景観形成重点地区等の指定)

- 第14条 市長は、景観計画において、景観計画の区域内にあって地域の特性にふさわしい町並み保存・都市景観形成を図るために特に重点的に取り組む必要があると認める地域を景観形成重点地区として指定することができる。
- 2 市長は、景観計画において、[前項](#)に規定する景観形成重点地区の周辺地域として一体的に町並み保存・都市景観形成に取り組む必要があると認める地域を重点景観隣接地区として指定することができる。
  - 3 市長は、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区(以下「重点地区等」という。)を指定したときは、当該重点地区等における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、重点地区等ごとに定めることができる。

#### 第3節 行為の届出

(届出を要する行為)

第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為であって規則で定める規模を超えるものとする。

- (1) 土地の区画形質の変更、水面の埋立て又は干拓
- (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (3) 鉱物の掘採又は土石類の採取

(届出に係る添付書類)

第16条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、現況写真その他の図書で規則で定めるものとする。

(助言及び指導)

第17条 市長は、町並み保存・都市景観形成を推進するために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為について、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告の手續)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(事実の公表)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

- 2 市長は、[前項](#)の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(届出等を要しない行為)

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、[次の各号](#)に定める行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為(法第16条第1項第2号に規定する行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)であって、規則で定める規模以下の行為
  - (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、開発区域の面積が3,000平方メートル以内の行為
  - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が審議会の意見を聴いて、町並み保存・都市景観形成に支障を及ぼさないと認める行為
- 2 [前項第1号](#)の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観計画の区域内において定められた重点地区等ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第21条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のすべての行為とする。

(変更命令等の手続)

第22条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命令しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第23条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者(権原に基づく占有者がある場合は、その者を含む。以下「所有者等」という。)の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 [前2項](#)の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(現状変更の規制の手続)

第24条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項に規定する許可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第25条 法第25条第2項の条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の滅失、き損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) [前2号](#)に定めるもののほか、規則で定める基準

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第26条 法第33条第2項の条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) [前2号](#)に定めるもののほか、規則で定める基準

(滅失等の届出)

第27条 景観重要建造物が滅失し、若しくはき損し、又は景観重要樹木が滅失し、若しくは枯死した場合は、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等又は管理者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第28条 市長は、景観計画の区域内に、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存活用する必要がある地区を、文化財保護法第143条第1項の規定により伝統的建造物群保存地区(以下[この章](#)において「保存地区」という。)として定めることができる。

(保存活用計画)

第29条 高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保存地区が定められたときは、当該保存地区ごとに、その保存と活用に関する計画(以下「保存活用計画」という。)を定めるものとする。この場合において、当該保存活用計画は、景観計画に即したものでなければならない。

2 保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存と活用に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)の決定に関する事項

(3) 建築物等及び環境物件の保存整備計画に関する事項

(4) 建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、保存活用計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ

め、当該地区の住民その他利害関係人の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 教育委員会は、保存活用計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の許可等)

第30条 保存地区内において、[次の各号](#)のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、規則及び教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓

2 [前項](#)の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。

3 市長及び教育委員会は、[第1項](#)の許可をする場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第31条 市長及び教育委員会は、[前条第1項各号](#)に掲げる行為で、次に定める基準に適合しないものについては、[同項](#)の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下[この号](#)において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) [前条第1項第1号](#)の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) [前条第1項第1号](#)の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) [前条第1項第3号](#)から[第6号](#)までに掲げる行為については、それらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第32条 国の機関等が行う行為については、[第30条第1項](#)の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、[同項](#)の許可に係る行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

(都市計画事業等の特例)

第33条 都市計画事業の施行として行う行為、都市公園若しくは都市公園施設、公衆電話施設、電気工作物若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては、[第30条第1項](#)及び[前条](#)の規定は適用しない。この場合において、[第30条第1項](#)の許可又は[前条](#)の協議に係る行為を行おうとする者

は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第34条 市長及び教育委員会は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のために必要な限度において、[第30条第1項](#)の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) [この章](#)の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) [この章](#)の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) [第30条第3項](#)の規定により付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正の手段により、[第30条第1項](#)の規定による許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、[前項](#)の規定による処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

#### 第4章 景観協定

(景観協定の締結)

第35条 一定の区域内に存する土地又は建築物等の所有者等は、当該地区の景観の形成を図るため、必要な事項について協定を締結することができる。

(景観協定の認定)

第36条 市長は、[前条](#)の協定でその内容が当該地区の景観の形成に寄与すると認められるものを、景観協定として認定することができる。

2 景観協定の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観協定の内容及びその運用が当該地区の景観の形成上適当でなくなったと認めるときは、景観協定の認定を取り消すものとする。

#### 第5章 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定)

第37条 市長は、一定の地区内において、優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体等で、次に掲げる基準に適合するものを、景観形成市民団体として認定することができる。

(1) その活動が、市民団体等を構成している者が所有し、管理し、又は使用している土地又は建築物等に関するものに限定されているものであること。

(2) その活動が、当該地区の景観の形成に有効であると認められるものであること。

(3) その活動が、当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

(4) その活動が、関係者の所有権その他の財産権を不当に制限しないものであること。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に該当すること。

2 [前項](#)の規定により認定を受けようとする市民団体等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、[第1項](#)の規定により認定をした景観形成市民団体が、[同項各号](#)のいずれかに該当しなくなったと認めるときその他景観形成市民団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

#### 第6章 表彰及び援助

(表彰)

第38条 市長は、町並み保存・都市景観形成に著しく貢献した市民等その他の者を表彰することができる。

(景観形成重点地区等に係る助成等)

第39条 市長は、景観形成重点地区又は重点景観隣接地区内における建築物等の修理その他町並み保存・都市景観形成に必要なと認める行為を行おうとする所有者等に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその経費の一部を助成することができる。

(伝統的建造物群保存地区に係る助成等)

第40条 市長は、伝統的建造物群保存地区内における建築物等及び環境物件の修理、修景、復旧

その他町並みの保存に必要と認める行為を行おうとする所有者等に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその経費の一部を助成することができる。

(景観重要建造物及び景観重要樹木に係る助成等)

第41条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存に必要と認める行為を行おうとする所有者等に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその経費の一部を助成することができる。

(景観協定に係る支援)

第42条 市長は、景観協定を締結した区域内の土地又は建築物等の所有者等に対し、景観の形成のための技術的支援を行うことができる。

(景観形成市民団体に係る助成等)

第43条 市長は、景観形成市民団体に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその活動に要する経費の一部を助成することができる。

#### 第7章 高岡市町並み保存・都市景観審議会

(高岡市町並み保存・都市景観審議会の設置)

第44条 本市の町並み保存・都市景観形成を図るため、高岡市町並み保存・都市景観審議会を置く。

(審議会の任務)

第45条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、[この条例](#)に規定する事項その他町並み保存・都市景観形成に関し必要な事項について調査審議するものとする。

2 審議会は、必要があると認めるときは、町並み保存・都市景観形成に関する事項について、市長又は教育委員会に建議することができる。

(委員)

第46条 審議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、関係行政機関の職員、関係団体を代表する者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第47条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱の根拠となった公職又は団体の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(組織及び運営)

第48条 [この章](#)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 雑則

(委任)

第49条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

#### 第9章 罰則

(罰則)

第50条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) [第30条第1項](#)の規定に違反した者
- (2) [第30条第3項](#)の規定に基づく条件に違反した者
- (3) [第34条第1項](#)の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して[前条](#)に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、[同条](#)の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)(以下「新条例」という。)の施行の際、現に策定されている高岡市景観計画は、[第](#)

[12条](#)の規定により策定された景観計画とみなす。

- 3 新条例の施行の際、現に改正前の高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例(平成17年高岡市条例第176号。以下「旧条例」という。)第7条の規定により指定されている都市景観形成地区については、旧条例第2章及び第35条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 新条例の施行の際、現に旧条例第23条の規定により指定されている歴史的意匠建造物については、旧条例第5章及び第37条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 旧条例第42条第2項の規定により高岡市町並み保存・都市景観審議会の委員として委嘱された者であって、新条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に高岡市町並み保存・都市景観審議会の委員であるものは、施行日に新条例第46条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 6 [前項](#)の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、[第47条](#)の規定にかかわらず、平成22年3月2日までとする。
- 7 [前各項](#)に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 新条例の施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月22日条例第10号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。